

「政府による GHS 分類」の分類結果において条件で判定が分かれる場合の
NITE 統合版での区分の判断、根拠文の書き方について

【基本的な対応】

• 1つの区分であるが区分に条件が付いている場合

区分の判断：条件を削除した政府分類のままの区分

分類根拠への追記：(政府による GHS 分類の根拠文章の後に)「政府による分類では「(削除した条件)」という条件付きである。」とする。

• 液体か固体かで判定が分かれるもの

区分の判断：区分1 > 区分2 > … > 分類できない > 区分外(区分に該当しない)
> 分類対象外

分類根拠への追記：固体か液体かで判定が分かれるもので、政府による分類では以下の理由により「(条件を転記)」であるが、NITE により〇〇とした。

• 異性体ごとに判定が分かれるもの

区分の判断：区分1 > 区分2 > … > 分類できない > 区分外(区分に該当しない)
> 分類対象外

分類根拠への追記：異性体ごとに判定が分かれるもので、政府による分類では以下の理由により「(条件を転記)」であるが、NITE により〇〇とした。

• 区分がまたがって記載されているもの

区分の判断：より厳しい方を選択

分類根拠への追記：政府による分類では以下の理由により「区分〇-〇」であるが、NITE により区分〇とした。

• 2種類の分類結果が「または」で記載されているもの

区分の判断：より厳しい方を選択

分類根拠への追記：政府による分類では以下の理由により「区分〇または区分〇」であるが、NITE により区分〇とした。

• 一般的な製品名等で分かれているもの

区分の判断：区分1 > 区分2 > … > 分類できない > 区分外(区分に該当しない)
> 分類対象外

分類根拠への追記：製品名で判定が分かれるもので、政府による分類では以下の理由により「(条件を転記)」であるが、NITE により〇〇とした。

- **原料の状態で分かれているもの**

区分の判断：区分1 > 区分2 > … > 分類できない > 区分外(区分に該当しない)
> 分類対象外

分類根拠への追記：原料起源で判定が分かれるもので、政府による分類では以下の理由により「(条件を転記)」であるが、NITEにより〇〇とした。

- **融点で分かれるもの**

区分の判断：区分1 > 区分2 > … > 分類できない > 区分外(区分に該当しない)
> 分類対象外

分類根拠への追記：融点で判定が分かれるもので、政府による分類では以下の理由により「(条件を転記)」であるが、NITEにより〇〇とした。

- **製油の状態によって判定が分かれるもの**

区分の判断：区分1 A > 区分1 B > 区分2 > 分類できない > 区分外(区分に該当しない)

分類根拠への追記：製油の状態により判定が分かれるもので、政府による分類では以下の理由により「(条件を転記)」であるが、NITEにより〇〇とした。

- **塩か遊離酸かで判定が分かれるもの**

区分の判断：区分1 > 区分2 > … > 分類できない > 区分外(区分に該当しない)
> 分類対象外

分類根拠への追記：塩か遊離酸かで判定が分かれるもので、政府による分類では以下の理由により「(条件を転記)」であるが、NITEにより〇〇とした。

- **アルキル基の炭素数で判定が分かれるもの**

区分の判断：区分1 > 区分2 > … > 分類できない > 区分外(区分に該当しない)
> 分類対象外の順に選択

分類根拠への追記：アルキル基の炭素数で判定が分かれるもので、政府による分類では以下の理由により「(条件を転記)」であるが、NITEにより〇〇とした。

- **異性体混合物であるがすべて同じ分類結果**

区分の判断：その区分

分類根拠への追記：政府による分類では「(条件を転記)」という異性体ごとの記載である。

【個々の危険有害性における対応】

可燃性／引火性ガス（化学的に不安定なガスを含む）

- 可燃性ガス以外のガス区分（化学的に不安定なガス区分等）を含むもの

区分の判断：以下参照

区分 1、自然発火性ガス、A

区分 1、自然発火性ガス、B

区分 1、自然発火性ガス

区分 1、A

区分 1、B

区分 1

区分 2、自然発火性ガス、A

区分 2、自然発火性ガス、B

区分 2、自然発火性ガス

区分 2、A

区分 2、B

※条件付きの場合は以下とする。

分類根拠への追記：政府による分類では「(条件を転記)」という条件付きである。

高圧ガス

- 2種類の高圧ガスが「または」で記載されているもの

区分の判断：圧縮ガス

分類根拠への追記：なし

皮膚腐食性／刺激性

- 区分 1A-1C

区分の判断：区分 1

分類根拠への追記：政府による分類では以下の理由により「区分 1A-1C」であるが、NITE により区分 1 とした。

以上